

下狛ふれあいの家

【キーワード】

〔施設種別〕 ■高齢者施設 □障がい者施設 □子ども施設 □住宅 ()
〔運営主体〕 □市区町村 ■法人 □NPO □個人 (補助金) □内閣府 □国土交通省 □厚生労働省 ()
〔建物形式〕 ■1棟単体型 □複数棟集合型 □団地型 (建物状況) □新築 □増築 □改修 ■一部改修 □既存
〔対象者〕 ■高齢者 □障がい者 □子ども □ファミリー □多世代



図1. 外観

通所・訪問・宿泊を行う、小規模多機能な施設で、全てのサービスを同じ事業所の職員が行うことで、利用者それぞれの個性を理解し、馴染みある関係の中でサービスが提供されている。建物としては、木造2階建ての民家を改修し運営されている。建物だけでなく立派な園庭もあり、利用者はどこか懐かしさを感じながら、親しみ環境で過ごしている。

■施設概要

所在地：京都府相楽郡精華町大字下狛小字清神前 42
事業者：社会福祉法人カトリック京都司教区カリスト会
運営母体：特別養護老人ホームを主体とする高齢者総合福祉施設 神の園（在宅事業部所轄）
運営形態：介護保険対象の通所
介護保険対象外の訪問介護・宿泊サービス
開設：2005年3月28日
事業内容：通い・訪問・宿泊サービス
設計：内藤建築事務所
改修施工：西島建設（株）
敷地面積：525.61㎡
延床面積：99.64㎡
建築形態：木造2階



図2. 立地周辺 (Google マップから引用*)
僧坊バス 下狛林前にて下車後、徒歩2分

■全体概要

小規模多機能型居宅介護 下狛ふれあいの家は、2004年に京都府が小規模多機能のモデル事業所を作ろうと希望を募った際に、精華町から運営母体である「神の園」にお声かけがあり開所に繋がった。当時の精華町では特養待機者が80人にも及んでいたため、町の介護ニーズに応えようと介護の拠点となる特養に恵まれている法人として「入所を待ち受け入れるだけでなく、外にノウハウを出していく姿勢が大切だ」という思いから、施設が開設された。その後、借用中の母屋の改修に着手し、翌



写真1. 立派な民家と庭

民家を改修し運営している。庭も立派な物で、親しみやす場となっている。

でADLも安定している。利用者は平均して少なく、経営的には困難だが、大人数で居ることを好まない方の居場所としていい役割を果たしている。宿泊に関しては、少し離れた位置にある母屋のショートステイが充実しているため、ニーズが少なく実績はない。

■地域との関わり

設立に対して近隣からは、この場で事業を行う条件として利用者の数を増やさないでほしいとの要望がされている。理由として、従来の「施設」のイメージで、昼間から大音量でのカラオケや救急車、霊柩車の行き来などイメージが持たれており、あまりいい関係ではなかった。近隣の反対意見に対して納得する部分もありつつも、地域で高齢者を支える難しさを感じ、でだしは厳しいものだった。地域との良好な関係を築くために、手芸教室やお茶会などの地域に開いたイベントを積極的に開催している。また、敷地入口にある看板でのニュース、お知らせ掲示による活動の報告などを行っている。

今後は、施設所在の自治会をはじめとする地域の行事等に参加できるものは住民の一員として参加し、施設と地域の馴染みの関係を高める中で、ボランティア交流を深め、地域高齢者との交流と支援の輪を広げていく事を目標としている。

■建築概要

下粕ふれあいの家は、離れも含め全体が借家で元々運営母体「神の園」のデイサービス・ショートステイを利用していた方が住んでいた民家であった。借家に住む方が退居したため、「神の園」で民家を借り、土間や玄関部などを改修し、現在は使用されている。元々、広さや造りが立派な建物で、園庭を含め親しみやすい雰囲気を持っていたため、民家としての雰囲気を壊さず、且つ「自分の家のような空間・使いがってのよさ・バリアフリー・断熱性能・安心安全」の5つの項目に気をつけ、利用者スタッフが使用しやすいように、かなり気にかけて改修された。構造上の問題で、敷居などにわずかな段差が残ってしまったが、高齢者の方は「敷居や畳の縁は踏ま



写真2. 生活の様子

昔ながらの木造の民家で心落ち着く場所となっている。掘りごたつのある和室が一番の人気。



写真3. 閉塞感のある塀

土塀は閉塞感があり、建物内での活動が近隣住民に見えない環境と待っており、課題点である。

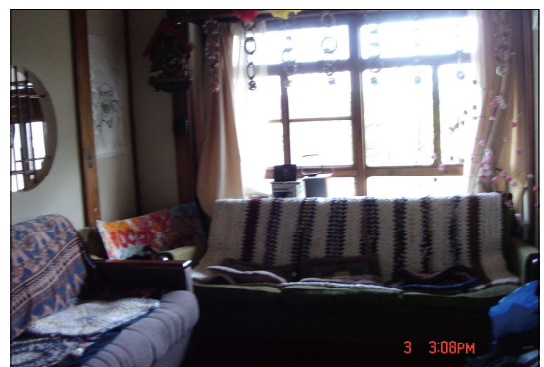


写真4. 室内の様子

民家を改修し、どこか懐かしい雰囲気の空間が広がる。



写真5. トイレ

旧居間をトイレへと改修

ない」と身体が覚えているため、転ぶ事はないが、若いスタッフがよくつまずいている。日曜日には、特養からの逆デイサービスを行っており、昔懐かしい民家が、里帰りのような気分を感じさせ、利用者にいい効果を与えている。しかし、庭にある土塀から閉塞感を感じ、近隣住民にとって何をしているのか分からない点や、駐車場からの距離、玄関部の段差などの不便な点もいくつか残っている。

■改修内容

- 1) 土間であった旧台所を撤去し、床上を行い静養所・相談室・事務所として使用
- 2) 旧玄関土間口を床仕上げし、ダイニングキッチンとして使用
- 3) 基礎を除く床の全面張替
- 4) 旧居間を浴室1とトイレ2に変更
- 5) 建物全体の耐震性向上・安全補強などが行われた。